令和８年度
改訂版

建築士法第27条の2第7項に基づく
開設者・管理建築士のための
建築士事務所の管理研修会テキスト

建築士事務所の経営と展望

建築士事務所は、建築設計および工事監理業務を通して、
建築主の要望と時代の変化に伴う社会のニーズを的確に捉えていかなければなりません。
建築士事務所に属する建築士には建築士法に基づき業務独占が与えられており、
経営責任者である開設者や中心的な役割を担う管理建築士は、
建築主や社会に対して重大な責任を負っているということは言うまでもありません。
建築技術やDX の進化によって建築設計を取り巻く環境は絶えず変化しており、
こうした変化に的確に対応する建築士事務所のあり方が求められています。



目次

第１章　建築士事務所の責務と業務
1 建築士事務所の責務と倫理／2 設計・監理業務の流れと多様化する役割への対応
第２章　これからの建築士事務所経営
1 建築士事務所と建設市場をめぐる課題／2 事務所経営の課題
第３章　建築士事務所の業務の新しい動向
1 変化する社会的ニーズ・期待／2 安全安心への取り組み／
3 環境配慮への対応／4 建築ストック活用／5 まちづくり
第４章　トラブル対応とリスク管理
1 建築士事務所のトラブルとリスク／
2 トラブルをめぐる法的責任・専門家責任等／3 トラブル・リスクへの対応方法／
4 トラブル事例と回避・対応のポイント／5 建築士事務所賠償責任保険
法令編　建築士事務所の運営管理に関する法令事項
1 建築士事務所の運営管理／2 プロジェクト業務の運営管理／
3 建築士事務所の労務・財務／4 罰則等

建築CPD特別認定プログラム

建築士法第27条の2第7項に基づく
開設者・管理建築士のための
建築士事務所の管理研修会

■管理研修会の趣旨

建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者（契約当事者）と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に行ううえで把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、新規に事務所登録する際、また５年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目指すことを目的としています。

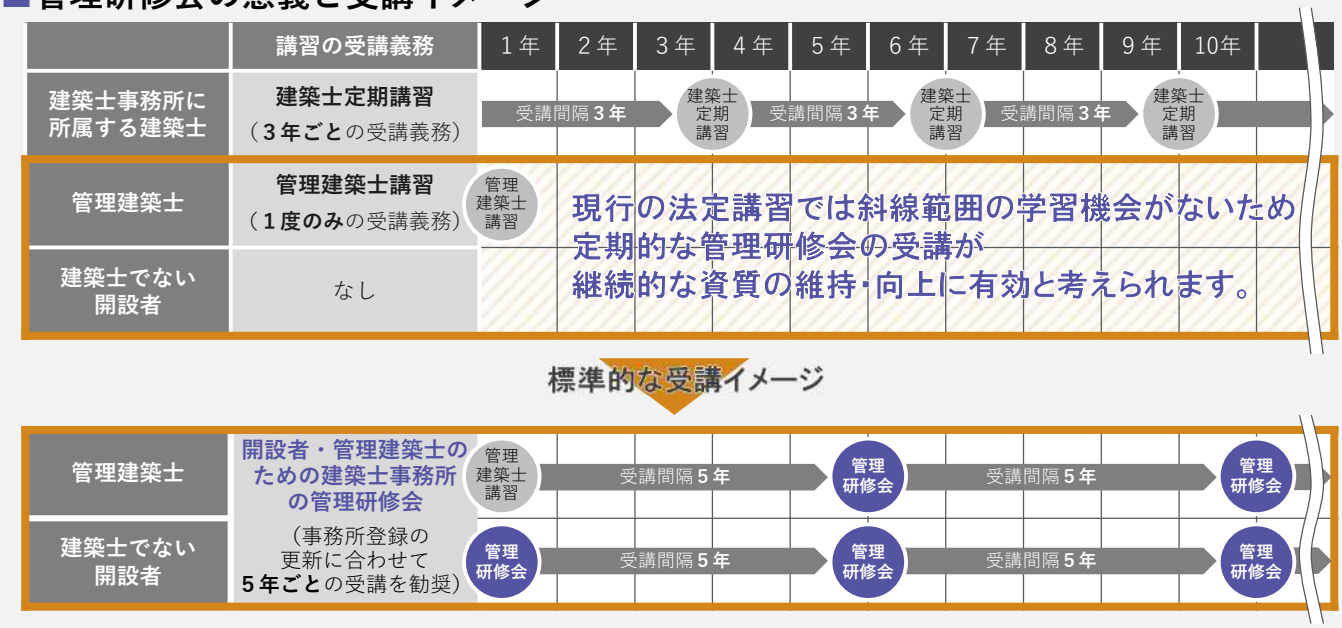
■管理建築士にとっては

所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくことになります。

■建築士でない開設者にとっては

法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ唯一の機会となります。

■管理研修会の意義と受講イメージ



■お問い合わせ
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
〒104-0032　東京都中央区八丁堀2-21-6 八丁堀NFビル6階
TEL：03-3552-1281　FAX：03-3552-2066
URL：https://www.njr.or.jp/